

議案第 29 号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する
規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（平成
12 年板橋区教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53
年板橋区教育委員会規則第 6 号）第 24 条の規定により準用する同規則
第 6 条の 5 第 1 項又は第 2 項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」を
「職員のうちその属する職務の級が 2 級であるもの」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

主務教諭の導入により、関連する規則を改正する必要があるため。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 新旧対照表

新	旧																			
○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成12年 3 月27日 東京都板橋区教育委員会規則第12号 第 1 条～第15条 略 別表第 2 （第11条関係） <table> <tr> <th>職員の区分</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>園長</td><td>100分の12</td></tr> <tr> <td>副園長</td><td>100分の10</td></tr> <tr> <td>職員のうちその属する職務の級が 2 級であるもの</td><td rowspan="4">100分の 5</td></tr> <tr> <td></td></tr> <tr> <td></td></tr> <tr> <td></td></tr> </table> 附 則 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	職員の区分	割合	園長	100分の12	副園長	100分の10	職員のうちその属する職務の級が 2 級であるもの	100分の 5				○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成12年 3 月27日 東京都板橋区教育委員会規則第12号 第 1 条～第15条 略 別表第 2 （第11条関係） <table> <tr> <th>職員の区分</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>園長</td><td>100分の12</td></tr> <tr> <td>副園長</td><td>100分の10</td></tr> <tr> <td>東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53年板橋区教育委員会規則第 6 号）第24条の規定により準用する同規則第 6 条の 5 第 1 項又は第 2 項に規定する主任教諭又は主任養護教諭</td><td>100分の 5</td></tr> </table>	職員の区分	割合	園長	100分の12	副園長	100分の10	東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53年板橋区教育委員会規則第 6 号）第24条の規定により準用する同規則第 6 条の 5 第 1 項又は第 2 項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	100分の 5
職員の区分	割合																			
園長	100分の12																			
副園長	100分の10																			
職員のうちその属する職務の級が 2 級であるもの	100分の 5																			
職員の区分	割合																			
園長	100分の12																			
副園長	100分の10																			
東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53年板橋区教育委員会規則第 6 号）第24条の規定により準用する同規則第 6 条の 5 第 1 項又は第 2 項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	100分の 5																			